

# 福岡県公報

令和三年九月七日  
第二百三十一号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第四十一号)

○福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

(政策課) ……………一

## 規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年九月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第四十一号

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「五十万円未満のもの」の下に「(その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。)」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。